

企業在籍型職場適応援助者助成金の添付書類について（※写しで可）

1. 認定申請書（様式第6号（企））を提出する全ての事業主が添付する書類

①	支援対象障害者が下記の表の左欄に該当することを証明する右欄の書類
②	認定申請書（企）に記載した企業在籍型職場適応援助者に係る養成研修の受講を修了したことを証明する書類
③	支援対象障害者及び企業在籍型職場適応援助者の雇用契約書等
④	支援対象障害者及び企業在籍型職場適応援助者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（支援対象障害者が精神障害者であって、一般被保険者等に該当しない場合を除く）
⑤	企業在籍型職場適応援助者による支援計画書（様式第5号（企））
⑥	支給要件確認申立書（様式第540号）
⑦	その他に機構が必要と認める書類

2. 支給申請書（様式第8号（企）、第8-2号（企））を提出する際に添付する書類

（1）全ての事業主が添付する書類

①	企業在籍型職場適応援助者支援記録票（様式第12号（企））（支給対象期間内に行った各支援日について作成したもの）
②	支援対象障害者の出勤簿、タイムカード等（支給対象期間中の出勤状況が確認できるもの）（労働基準法に定める休暇等を取得している場合は該当の休暇等について記載された就業規則及び就業規則に明記された手続きが取られていると確認できる書類）
③	支援対象障害者及び企業在籍型職場適応援助者に対して支払われた賃金が手当てごとに区分された賃金台帳

（2）企業在籍型職場適応援助者を養成するための研修に要した費用の助成について支給申請書（企）に添付する資料

①	研修に係るパンフレット等企業在籍型職場適応援助者養成研修の実施機関及び受講料が書かれた資料
②	企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料にかかる支給対象事業主あての領収書
③	企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講を修了したことを証明する書類

(3) その他必要に応じて支給申請書(企)に添付する書類

①	支援対象障害者及び企業在籍型職場適応援助者が支給対象期間中に離職した場合は、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
②	企業在籍型職場適応援助者の離職等により支給対象期間を変更した場合は、支給対象期間を変更することとなった理由及び変更後の支給対象期間の末日の翌日から当初の企業在籍型支援計画の末日までの間の、支援対象障害者に対する代替的支援策を記載した「理由書」(様式第19号(企))
③	その他に機構が必要と認める書類

身体障害者	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)(写)であって支援対象障害者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。</p> <p>身体障害者手帳を所持しない者については、当分の間、次のイ及びロによる医師の診断書・意見書(原本又は写し)であって支援対象障害者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。</p> <p>イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により都道府県知事の手定めする医師(以下「指定医」という。)又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。)を受けること。</p> <p>ロ イの診断書は、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること</p>
-------	--

知的障害者	<p>児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書（支援対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したものをいう。）（写）又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第31条の2第14号に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）（写）であって支援対象障害者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。</p>
精神障害者	<p>精神保健福祉法第45条第2項の規定に基づき交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（写）、公共職業安定所の紹介状（写）、精神障害者社会適応訓練の受講証明書又は職場復帰のために職業リハビリテーションの措置を受けた場合に障害者職業センターが本人に交付する利用証明書であって支援対象障害者の氏名が確認できるもの（統合失調症、そううつ病又はてんかん以外の精神障害がある者については、上記のうち精神障害者保健福祉手帳（写）に限る。）。</p>
発達障害者	<p>医師の診断書（原本又は写し）であって支援対象労働者の氏名及び発達障害であることが確認できるもの。</p>
難病にかかっている者	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項により都道府県が交付する医療受給者証（写）、医師の診断書（原本又は写し）又は公的機関が発行する書類（原本又は写し）であって支援対象労働者の氏名及び難治性疾患の病名が確認できるもの。</p>
高次脳機能障害	<p>医師の診断書（原本又は写し）であって支援対象労働者の氏名及び高次脳機能障害であることが確認できるもの。</p>
地域センターが企業在籍型職場適応援助者による支援が必要であると認める者	<p>企業在籍型支援計画であって支援対象労働者の氏名、障害名及び職業リハビリテーション計画があることが確認できるもの。</p>